

輸入麦等の特別売買契約（麦加工品・調製品）の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請についてのお知らせ

令和5年12月21日

農林水産省農産局長

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第43条に基づき農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が実施する輸入麦等の特別な方式による買入れ及び売渡しについては、随意契約（以下「輸入麦等の特別売買契約」という。）によることとし、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）において、輸入麦等の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者の資格要件を定めております。

ついでには、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで実施する輸入麦等の特別売買契約（麦加工品・調製品）の見積合せに買受けを目的として参加する者（基本要領第3章のI第2の1の要件を満たしている者を除く。）に必要な資格（以下「特別売買契約参加資格」という。）を取得するための申請（以下「特別売買契約参加資格審査の申請」という。）を下記により受け付けますので、当該申請を行う場合は、下記事項を御理解の上、食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書に必要書類を添えて提出してください。

審査の結果、特別売買契約参加資格を有すると判断された申請者は、特別売買契約参加資格を有すると認められた者（以下「特別売買契約参加資格者」という。）として、随意契約登録者名簿に登録されることとなります。

記

1 契約の種類について

輸入麦等の特別売買契約（麦加工品・調製品を国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合）

2 特別売買契約参加資格者の要件について

特別売買契約参加資格者は、以下の要件の全てを満たす者であって、農産局長が特別売買契約参加資格を有すると認めた者とします。

- (1) 審査申込日の当年度又は前年度における申請者の麦加工品・調製品の取扱数量の合計が20トン以上であること（当年度の場合は、予定数量を含む。）。
- (2) 日本において設立された法人であり、自己資本が300万円以上であること。

- (3) 申請者（代表者、代理人及び役員を含む。）が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者にあつては、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- (4) 基本要領第4章のI第3の6の(2)により特別売買契約参加資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。
- (5) (1)、(2)、(3)及び(4)の要件を全て満たしている場合であっても、申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の記載をした者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者については、特別の事情がある場合を除き、特別売買契約参加資格者としません。

3 資格審査の申請

(1) 申請書の入手方法

申請書は、農林水産省のホームページ（以下のURL）から、申請書を出力することが可能です。

(https://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/nyusatu/n_license/index.html)

(2) 受付場所

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課 麦類業務班

(別館2階 ドア番号：別214)

TEL 03(6744)1257 (直通)

(3) 申請の方法及び受付期間

資格審査の申請は、4に掲げる申請に必要な書類を、上記(2)の場所へ、**令和6年1月9日(火)から令和6年2月8日(木)までに**、持参、郵送又は電子メールにより受け付けます。

① 持参による場合

申請に必要な書類は、土日祝日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く。）の間に上記(2)の場所へ持参して下さい。

② 郵送による場合

申請に必要な書類は、特定記録等、配達記録が確実に残る方法により、受付期間内に必着するよう送付してください。なお、封筒の表面に、朱書きで「食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書在中」と記載してください。

③ 電子メールによる場合

申請に必要な書類は、容易に書き込みが出来ない電子媒体（PDFなど）に変換し、可能な限り一つのファイルとした上で、上記(2)より電話で電子メールを確認し、送信してください。

なお、件名に「麦加工品・調製品の買受資格を取得するための申請書類（申請者名）」と記載して下さい。

4 資格審査の申請に必要な書類について

申請に当たっては、食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書（麦加工品・調製品用）

(様式4-I-18(その5))のほか、次に掲げる書類を提出してください。

(1) 申請者が法人の場合

- ① 麦加工品・調製品の取扱数量確認書(様式4-I-18(その5))
- ② 営業経歴書
- ③ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ④ 財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ 誓約書(様式4-I-18(その6))
- ⑦ 名称等の公表に関する同意書(様式4-I-18(その7))

(2) 申請者が組合等(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づいて設立された協同組合及び協同組合連合会をいう。)の場合

- ① 組合等及び共同購入者ごとの麦加工品・調製品の取扱数量確認書(様式4-I-18(その5))
- ② 組合等の定款
- ③ 組合等の事業計画書
- ④ 組合等の共同購入に参加する構成員の名簿(以下「共同購入者名簿」という。)
- ⑤ 組合等及び共同購入者(共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同じ。)ごとの営業経歴書
- ⑥ 組合等及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑦ 組合等の財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)
- ⑧ 組合等の納税証明書
- ⑨ 組合等及び共同購入者ごとの誓約書(様式4-I-18(その6))
- ⑩ 組合等及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書(様式4-I-18(その7))

5 申請書の記載方法等について

申請書及び記載方法等の詳細については、以下の記載要領を参照してください。

(1) 申請者が法人の場合

別記1 「輸入麦等の特別売買契約(麦加工品・調製品)の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請書の記載要領(法人用)」

(2) 申請者が組合等の場合

別記2 「輸入麦等の特別売買契約(麦加工品・調製品)の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請書の記載要領(組合等用)」

6 資格審査の結果通知について

資格審査の結果は、資格確認通知書(資格が認められた場合)又は通知書(資格が認められなかった場合)を、令和6年3月下旬から順次、メール又は郵送にて申請者に通知します。

なお、令和6年2月9日以降に受け付けた資格審査の申請については、随時審査を

行いますが、資格審査の結果は同年5月以降となる予定です。

7 随意契約登録者名簿について

- (1) 資格審査の結果、特別売買契約参加資格者として決定した申請者を、貿易業務課において管理する随意契約登録者名簿に登録します。
- (2) 随意契約登録者名簿には、特別売買契約参加資格者の商号又は名称、住所及び電話番号が記載され、農林水産省ホームページにおいて公表されます。

8 特別売買契約参加資格の有効期間について

特別売買契約参加資格の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までです。

9 特別売買契約参加資格の停止又は取消しについて

- (1) 特別売買契約参加資格者が、次のいずれかに該当することとなったときは、特別売買契約参加資格の停止又は取消しを行うことがあります。
 - ① 麦の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合
 - ② 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知）別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合
 - ③ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか又は予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - ④ 特別売買契約参加資格者が、原則として過去1年以上、食糧法第43条の輸入麦等の買受けを行っていない場合
 - ⑤ 特別売買契約参加資格者が、2の要件を満たさないと認められるとき
 - ⑥ 特別売買契約参加資格者が、基本要領第4章のI第7の6の(3)により受領した荷渡指図書（特別売買契約参加資格者が第3章のI第6の12により受領している場合には当該荷渡指図書も含む。）を譲渡し、又は担保として提供した場合
 - ⑦ 農産局長が、食料安定供給特別会計事務取扱細則（平成19年3月30日付け18総合第1865号総合食料局長、経営局長通知）第59条に準じ、特別売買契約参加資格者が契約の相手方として不適当であると認める場合
 - ⑧ 特別売買契約参加資格者の申出に基づく場合
- (2) 特別売買契約参加資格者が、(1)に該当することにより、特別売買契約参加資格の停止又は取消しとなった場合には、その旨を当該者に通知します。また、その際には、その事実、理由及び停止又は取消しとなった者の名称を農林水産省ホームページにおいて公表します。

なお、資格の取消しを行った場合には、当該者を随意契約登録者名簿から削除します。
- (3) 特別売買契約参加資格者が、特別売買契約参加資格を取り消された場合は、取消しの日から2年間は特別売買契約参加資格の申請を行うことができません。
- (4) 特別売買契約参加資格の停止を受けている期間中の特別売買契約参加資格者は、

特別売買契約の見積合せに参加することができません。

10 秘密の保持

資格審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項を他に漏らすことはありません。